湖北地域消防組合契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

湖北地域消防組合管理者 浅見 宣義

湖北地域消防組合規則第9号

湖北地域消防組合契約規則の一部を改正する規則

湖北地域消防組合契約規則(平成18年湖北地域消防組合規則第27号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「及びこれに関連する調査、測量、設計等の業務委託の請負」を「又は委託業務」に改める。

第15条第4項中「2人以上の者の」を「2者以上の」に改める。

第16条中「第3項」を「第4項」に改める。

第27条第1項中「2者以上の者から」を「2者以上から」に改める。

第30条第1項第11号を次のように改める。

(11) 契約不適合責任

第31条第1項第1号を次のように改める。

(1) 契約金額が第25条第1項の表に定める予定価格の額を超えないとき。

第42条の見出しを「(契約不適合責任期間)」に改め、同条第1項中「隠れた瑕疵について」を「種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)がある場合について、」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「契約者の担保責任について、契約により民法(明治29年法律第89号)第638条第1項に定める期間を」を「契約者に対して契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下「契約不適合に係る請求等」という。)を行うことができる期間を、契約により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 契約担当者が契約不適合に係る請求等を行うことができる期間内に契約不適合があることを知り、かつ、その旨を契約者に通知した場合において、契約担当者がその通知から1年以内に契約不適合に係る請求等を行ったときは、契約不適合に係る請求等を行うことができる期間内に請求等をしたものとみなす。

第51条第1項ただし書中「性能上可分の」を「性質上可分の」に改める。 第55条第3号を次のように改める。

- (3) 契約不適合を理由とした追完の請求に応じないとき。 第55条に次の1号を加える。
- (4) その他契約条項に違反し、その違反によって契約の目的を達成する見込みがないとき。 第56条第1項中「するときは」の次に「相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間 内に履行がないときには」を加え、同項各号を次のように改める。
  - (1) 正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。
  - (2) 正当な理由がなく契約期限内又は契約期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。

- (3) 正当な理由がなく建設業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定による技術者を設置しないとき。
- (4) 正当な理由がなく契約不適合を理由とする履行の追完の請求に応じないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、契約者又はその代理人がこの規則又は契約条項に違反したとき。

第56条第2項を次のように改める。

- 2 契約担当者は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。
  - (1) 第40条の規定に違反したとき。
  - (2) 契約を履行できないことが明らかであるとき。
  - (3) 契約の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。
  - (4) 契約の全部が履行されなければ契約の目的が達成できない場合において、一部の履行が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。
  - (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、その時期に履行しなかったとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても契約をした目的を達成するに足る履行をする見込みがないことが明らかであるとき。
  - (7) 契約者(契約者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
    - ア 役員等(契約者が個人である場合にはその者を、契約者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
    - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアから才までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
    - キ 契約者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方 としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、契約担当者が契約者に対して当該契 約の解除を求め、契約者がこれに従わなかったとき。

第56条に次の1項を加える。

3 前2項の規定による契約の解除は、書面により通知しなければならない。 第58条中「100分の10」を「10分の1」に改める。 様式第2号中「、第18条」を削る。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第19条関係)

### <u>入 札 経 過 書</u>

工事 物	(委品)	託業 番	務・ 号		年度	Ŧ		第		<del>号</del>					
工事 物	(委	託業 名													
工事納		託業 場													
工期		行期間	間・	契約締	結日0				日間						
	納	入期	退)			年	月		日 しゅ	んエ	(まで	· )			
入	札	日	時		年	J	]	日	午前•	午後	時	<b>‡</b>	分	執行	丁
入	札	場	所												
予	定	価	格					最低	制限価	格					
入札	.書上	比較信	<b></b>					入札	書比較值	⊞格					
No.	業	纟	者	名	入	札	額	順位	入札	額	順位	入	札	額	順位
上	記金	<u></u> 額は	、入	札者が見	見積も	った	契約和	令望金	額の110	分の	100に木	1当で	トる	金額	であ

様式第7号を次のように改める。

### 様式第7号(第30条関係)

		建設	エ	事	請	負	契	約	書		収 入 印 紙	i
1	工事番号		左	丰度		第		号				
2	工事名称											
3	工事場所											
4	工期	自 至			年 年	月 月	日日					
5	請負代金額 うち取引に係る消費	・ 税及び地方消費税の	の額						円 円			
6	契約保証金	□現金 □公共工								の保証証	書	
7	解体工事に要	要する費用	等[	〕別紙	<b>も</b> のと	おり	□対	象外				
8	その他											
1	上記の工事につ	って誠実に	これを	上履行	する	もの。	とする	0				
	本契約の証とし 通を保有する。	ンて本書 i	通を作	:成し	、発泡	主者及	及び受	注者	が記名排	甲印の上	、各自·	
									年	月	日	
		発注者	1:	主	所	: .	長浜市	7平力	<b>京町1135</b> 5	番地		
			F	モ	名	;	湖北地	<b>地域</b> 消	的組合			
				(代表	長者)		管理者	ŕ			印	
		受注者	1:	主	所	:						
			P	商号ス	ては名	称						
			£	夭	名						印	

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定め がある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が 施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものと する。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工 に協力しなければならない。

(工程表及び請負代金内訳書)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者 に提出しなければならない。
- 2 発注者が必要があると認めるときは、受注者は請負代金内訳書を提出しなければならない。
- 3 工程表及び請負代金内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものでない。 (契約の保証)
- 第4条 この契約に要する保証については、第4条の\_\_\_\_\_に定めるところによるものとし、第4条の\_\_\_\_\_及び第4条の\_\_\_\_の規定は適用しない。

- 第4条の2 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する公共工事の前払金保証 事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。)第2条第4項に規 定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)又は発注者が確実と認める金融機関の 保証
- (3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第2号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければな らない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1以上に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 第4条の3 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)を付さなければならない。
- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第51条第3項各号に規定する契約の解除による 場合についても保証するものでなければならない。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。
- 第4条の4 受注者は、この契約の保証を要しない。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第36条の2第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要

な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の 請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を得た場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を 疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負者の通知)

- 第7条 受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、書面により発注者に通知しなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により通知した事項を変更しようとするときは、速やかにその旨を通知しなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

- 第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その職氏名を受注者に通知しなければならない。 監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる 事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところに より、次に掲げる権限を有する。
- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの 監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任した ときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾 及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。こ の場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この約款に定める監督職員の権限は、発注者に帰属す

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところ により、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更し たときも同様とする。
- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項の規定に該当する場合は 監理技術者と、同条第3項の規定に該当する場合は専任の主任技術者又は専任の監理技術者 (専任の監理技術者補佐(同項ただし書に規定する者をいう。第5項において同じ。)を置 くときは、監理技術者)と、同条第5項の規定に該当する場合は、同法第27条の18第1 項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている専任の監理技術者とする。)
- (3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、 請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同 条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の 一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限 の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人 について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら 行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければ ならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同 じ。)及び専門技術者は、設計図書に定めがある場合を除き、これを兼ねることができる。 (履行報告)
- 第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 発注者又は監督職員は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負者、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、 その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、そ の結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。
  - (工事材料の品質及び検査等)
- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を 受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しな ければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本 又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするとき は、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請 求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該 請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、 その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本 検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この 場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証す る見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日 から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検

査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用 に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注 者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質 又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難で あったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に 通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、 数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金 額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第16条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した 場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することがで きる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に要する費用は受注者の負担とする。 (条件変更等)
- 第17条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したとき

- は、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1)図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人 為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第18条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第19条 暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人 為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものによ り工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工 できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の 全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に 通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第20条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者 の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その 理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、 工期を延長しなければならない。この場合において、発注者は、その工期の延長が発注者の責 めに帰すべき事由によるときは、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注 者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第21条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由が あるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又 は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第22条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いた上、工期の変更事由が生じた日(第20条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から14日以内に設定し、受注者に通知する。

(請負代金額の変更方法等)

- 第23条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いた上、請負代金額の変更事由 が生じた日から14日以内に設定し、受注者に通知する。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者 が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第24条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工

- 事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に 基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整 わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請 負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金 額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注 者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、 受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いた上、第1項、第 5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から14日以内に設定し、受注者に通知する。 (臨機の措置)
- 第25条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければ ならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の 意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった処置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して 臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した 費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分 については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第26条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第28条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第27条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生

じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注 者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第28条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者 が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第54条第1項の規定により付され た保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確 認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注 者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該 損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第36条の2第3項に規定する検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。) 及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。) のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
- (1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額 を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で 償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償 却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、 修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、

「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは、「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第29条 発注者は、第8条、第15条から第21条まで、第24条から第26条まで、前条又は第32条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いた上、請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に設定し、受注者に通知する。 (検査及び引渡し)
- 第30条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた目から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

- 第31条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第32条 発注者は、第30条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物

- の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に 損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

- 第33条 この契約による請負代金額の前金払及び中間前金払については、第33条の\_\_\_\_に 定めるところによるものとし、第33条の の規定は適用しない。
- 第33条の2 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証 事業法第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証 書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求すること ができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前払金 を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額(請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、請求できる中間前払金額は、請負代金額(請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の6から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額を限度とする。
- 4 受注者は、前項の中間前払金を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者から認定の請求があったときは、速やかに当該請求の内容について審査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 設計図書の変更その他の事由により請負代金額の10分の5以上を増額した場合において、受注者は、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条、第34条及び第35条において同じ。)の支払を請求することができる。
- 6 設計図書の変更その他の事由により請負代金額の10分の5以上を減額した場合において、 受注者は、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間 前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、請負代金額が減額された日か ら30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、 同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約締結の 日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の

規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を受注者に請求する ことができる。

- 9 第2項の規定は、第3項又は第5項の規定による請求があった場合について準用する。
- 10 受注者は、第36条の2第1項の規定による部分払金の支払を受けたときは、第3項の規定による中間前払金の支払を発注者に請求することができない。
- 第33条の3 受注者は、発注者に対して、前金払及び中間前金払を請求することができない。 (保証契約の変更)
- 第34条 第33条の2の規定の適用がある場合において、受注者は、同条第5項の規定により 受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を 変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、第33条の2第6項の規定により請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

(前払金及び中間前払金の使用等)

第35条 第33条の2の規定の適用がある場合において、受注者は、前払金及び中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和5年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

(部分払)

- 第36条 この契約による請負代金額の部分払については、第36条の\_\_\_\_\_に定めるところによるものとし、第36条の の規定は適用しない。
- 第36条の2 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額が請負代金額の10分の4以上となる場合は、当該請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第9項までに定めるところにより発注者の1会計年度につき3回に限り、部分払を請求することができる。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は 工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しな ければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この 場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければ ならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発 注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から14日以内に 協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金 の額  $\leq$  ( 第1項の請負代金相当額×9/10 ) - ( 前払金額×  $\frac{$  第1項の請負代金相当額  $}{}$  請 負 代 金 額

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、 第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。
- 8 第5項の支払期間内に受注者が第33条の2第6項に規定する超過額を返還しようとすると きは、発注者は、前項に規定する部分払金の額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 受注者は、第33条の2第3項の規定による中間前払金の支払を受けたときは、第1項の規定による部分払金の支払を発注者に請求することができない。
- 第36条の3 受注者は、発注者に対して、部分払を請求することができない。 (部分引渡し)
- 第37条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第30条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第31条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第31条第1項の規定により請求することができる部分引渡し に係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負 代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前項の規定により準用 される第31条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が 定め、受注者に通知する。

 

 部分引渡しに係る
 指定部分に相応する 請負代金の額 = 請負代金額
 一 前払金額及び中間前払金額 × 請負代金額
 指定部分に相応する請負代金額 請負代金額

3 第1項の規定により準用される第31条第2項の支払期間内に受注者が第33条の2第6項 に規定する超過額を返還しようとするときは、発注者は、前項に規定する部分引渡しに係る請 負代金の額の中からその超過額を控除することができる。

(第三者による代理受領)

- 第38条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理 人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三

者に対して第31条(前条において準用する場合を含む。)又は第36条の2の規定に基づく 支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

- 第39条 受注者は、発注者が第33条の2、第36条の2又は第37条において準用される第31条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第40条 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者 が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第41条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第43条又は第43条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。 (発注者の催告によらない解除権)
- 第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をして も契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第46条又は第47条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員 又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下 この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接 的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる とき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる

とき。

- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオま でのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契 約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注 者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 第43条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1)公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第 2項(独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第 8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、 当該命令が確定したとき。
  - (2)公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条 第2項及び独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による 命令をし、当該命令が確定したとき。
  - (3)受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年 法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第44条 第42条各号、第43条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。 (公共工事履行保証証券による保証の請求)
- 第45条 第4条の3の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券 による保証が付された場合において、受注者が第42条各号又は第43条各号のいずれかに該 当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の 建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下この条に おいて「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める 受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権 利及び義務を承継させる。
- (1) 請負代金債権(前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)
- (2) 工事完成債務
- (3) 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)
- (4)解除権
- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第27条の規定により受注者が施工した工事 に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定 する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定 に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注 者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じ る違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第46条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第47条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第18条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第19条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5 (工期の10分の5が6か月を超えるときは、6か月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第48条 第46条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものである ときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。 (賠償の予約)
- 第49条 受注者は、この契約に関し、第43条の2各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の1に該当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、 発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、当該共同企業体の構成 員であったすべての者に対して第1項の規定による賠償金を請求することができる。この場合 においては、当該構成員であった者は、発注者に対して連帯して賠償金支払の義務を負う。 (解除に伴う措置)
- 第50条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査 の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、 当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支 払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その 理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第33条の2(債務負担行為又は継続費に係る契約の特則の規定により準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額 (第36条の2及び債務負担行為又は継続費に係る契約の特則の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を

控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第42条、第43条、第43条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第41条、第46条又は第47条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなけれ ばならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しく はき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品 を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該 貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又 は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還 に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有 又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負者の所有又は管理するこ れらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を 修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は 工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件 を処分し、又は工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、 受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、ま た、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条、第43条、第43条の2又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第41条、第46条又は第47条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注 者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害 の賠償を請求することができる。
- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第42条又は第43条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4)前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能 であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第42条又は第43条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1)受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2)受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第 154号)の規定により選任された管財人
- (3)受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第 225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合と みなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰する ことができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を請求するものとする。
- 6 第2項の場合(第43条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の 賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通 念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りで ない。
- (1) 第46条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第31条第2項(第37条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が 遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日におけ る政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率 を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第53条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第30条第4項又は第5項(第37条に おいてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に 「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追 完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」 という。)をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が 検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、 当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受け た日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及 び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注 者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法に よる請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合 に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることがで きる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適 用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定 にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をす ることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限 りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分が契約不適合(構造耐力または雨水の浸入に影響のないものを除く。)である場合について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指 図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすること ができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知 しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

- 第54条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。) 等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるもの を含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを 直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、 直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第55条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わ

なかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者 と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による滋賀県建設工 事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を 図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負者、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第56条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書(別記様式)に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第57条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。(補則)

第58条 この約款に定めのない事項については、湖北地域消防組合契約規則(平成18年湖北地域消防組合規則第27号)その他関係諸法令に定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

#### 備考

1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第3項又は 同条第4項に該当する規模の建設工事であるときは、建設工事の種類に応じて別紙を契約書に 添付する。

# (別紙) 建築物に係る解体工事

1 分別解体等の方法

工程	工程	作 業	内 容	分別解体等の方法							
ごとの作業	① 建築設備・ 内装材等	建築設備 □有	・内装材等の取外し □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()							
- 業内容及び	② 屋根ふき材	屋根ふき □有	材の取外し □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()							
解体方	③ 外装材·上 部構造部分	外装材・ □有	上部構造部分の取壊し □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用							
法	④ 基礎・基礎 ぐい	基礎・基 □有	<b>礎ぐいの取壊し</b> □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用							
	⑤ その他 ( )	その他の □有	取壊し □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用							
(注) タ	<b>分別解体等の方法に</b>	ついては、	該当がない場合は記載	の必要がない。							
(注) 1 角 2 角 3 化	(受注者の見積金額) 注) 1 解体工事の場合のみ記載する。 2 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。										
	再資源化等をする施  特定建設資材廃棄物	所 在 地									
	4 再資源化等に要する費用(直接工事費)       円(税抜き)         (注) 運搬費を含む。       (受注者の見積金額)										

# (別紙) 【建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)】

1 分別解体等の方法

	工程	エ	程	作	業内容					
	程ごとの:	① 造成等			造成等の工事 □有 □無					
作業内容及び				・基礎ぐいの工事 □無						
			上部□有	構造部分・外装の工 □無	事					
	解体方法				の工事 口無					
	法	⑤	建築設備・内装等	設備・内装等の工事 □無						
		<b>6</b>	その他	その □有						
(注	È)分	別解	2体等の方法については	、該	当がない場合は記載	の必要	がた	とい。		
	2 解	なな はない はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいしゅう はいし はいし はいし はいし はいし はい	二事に要する費用 (直括	安工事	·費)	<u>ぎ当なし</u>	<u>/</u>			
	3 再	資源	<b>京化等をする施設の名</b> 種	ケ及ひ	所在地					
	特定類	建設資	資材廃棄物の種類		施設の名称		所	在	地	
		- \/ \-		t	a t tta \				FF (4)(11, ); )	
			原化等に要する費用(正 搬費を含む。	1接工	.事費)	(	受注	者の	<u>円(税抜き)</u> )見積金額)	

## (別紙) [建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等)

1	分別解体等の方法	:
1	フィルココナル・ユ ヘンフィル	4

1	71/3/11	+1+++++1							
工程ご	エ	程	作業内	容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)			
ごとの作	1	仮設	仮設工事 □有 □	]無	□手作		機柄	域作業の併用	
作業内容	2	土工	土工工事	]無	□手作		機柄	成作業の併用	
	3	基礎	基礎工事 □ □ 1	]無	□手作 □手作		機柄	域作業の併用	
体方法	4	本体構造	本体構造のI □有 □	]無	□手作 □手作		機柄	域作業の併用	
	5	本体付属品	本体付属品の □有 □	)工事 ]無	□手作 □手作		機柄	成作業の併用	
	<b>6</b>	その他 )	その他の工事 □有 □	]無	□手作 □手作		機柄	域作業の併用	
(注) ク	分別解	学体等の方法に	ついては、該	当がない場合は記載	えの必要	がな	い。		
2									
(注)			et en deb. No de			₹)	: 往在	舌の見積金額)	
2	解体コ		川解体及び積込	込みに要する費用とす	ける。				
3	仪权复	骨及び運搬費に	は日まない。						
3	再資源	原化等をする旅	<b>直設の名称及</b> て	が所在地					
特定	建設	資材廃棄物の種	重類	施設の名称		所	在	地	
				L					

4 再資源化等に要する費用(直接工事費) (注)運搬費を含む。 円 (税抜き) (受注者の見積金額) 別記様式(第56条関係)

[裏面参照のうえ、建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

#### 仲 裁 合 意 書

工事番号:

工事名:

工事場所:

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

記

#### 滋賀県建設工事紛争審査会

年 月 日

発注者 住 所 長浜市平方町1135番地

氏 名 湖北地域消防組合

(代表者) 管理者 印

受注者 住 所

商号又は名称

氏 名 印

#### 仲裁合意書について

#### (1) 仲裁合意について

- 仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する 当事者間の契約である。
- 仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たと えその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

#### (2) 建設工事紛争審査会について

- 建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。
- また、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)は、国土交通省に、 都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)は各都道府県に それぞれ設置されている。
- 審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府 県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。
- 審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。 また、仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。
- なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法 の規定が適用される。

#### 委 託 契 約 書

収入 印紙

1 委託業務番号 年度 第 号

2 委託業務名称

3 委託業務場所

4 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで

 5 委託金額
 円

 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
 円

6 その他

上記の委託業務について、発注者と受注者は、別添の約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所 長浜市平方町1135番地

氏名 湖北地域消防組合

(代表者) 管理者 印

受注者 住所

商号又は名称

氏名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書(別冊の 仕様書、図面、説明書及び説明に対する質問回答書等をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法 令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。) を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、契約書記載の委託業務 (以下「委託業務」という。)を完了し、発注者は、契約書記載の委託金額(以下「委託金額」 という。)を支払うものとする。
- 3 第1項の仕様書に明記されていない仕様が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定める ものとする。

(委託業務完成保証人)

- 第2条 この契約による委託業務完成保証人については、<u>第</u>号に定めるところによるものとし、 第 号の規定は適用しない。
  - (1) 委託業務完成保証人については、次に掲げるところによる。
    - ア 受注者は、委託業務を完成することができない場合に、自己に代わって自ら委託業務を 完成することを保証する他の業者を委託業務完成保証人として立てなければならない。
    - イ アに規定する保証人は、発注者の定める基準の範囲内において選定しなければならない。
  - (2) 委託業務完成保証人は、必要としない。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、 又はその権利を担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この 限りでない。
- 2 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変 更することができる。

(一括再委託等の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した部分を第三者に委任し、 又は請負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注 者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、 請負わせようとするときは、この限りでない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(委託業務の調査等)

第5条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況について調査をし、又 は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第6条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(履行期間の延長)

第7条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により、履行期間内に委託業務を完了する ことができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なく、その事由を付して履行 期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定め (損害のために必要を生じた経費の負担)

- 第8条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとする。
  - (履行遅延の場合における損害金等)
- 第9条 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、遅延損害金を付して履行期間を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 2 前項の遅延損害金は、延長日数に応じ、委託金額につき契約締結の日における政府契約の支払 遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定 する率を乗じて計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第11条の規定による委託金額の支払が遅れた場合には、 受注者は、発注者に対して契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条 第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求するこ とができる。

(検査及び引渡し)

- 第10条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書ととも に成果品を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に成果品について 検査をしなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく 当該補正を行い、発注者に補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合にお いて、再検査の期日については、前項を準用する。
- 4 受注者は検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡すものとする。 (委託金額の支払)
- 第11条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、発注者に対して委託金額の 支払を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に委託金額を支払わなければならない。

(委託業務完成保証人)

- 第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、委託業務完成保証人に対して委託業務を完成すべきことを請求することができる。
  - (1) 履行期間内に委託業務を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
  - (2) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
  - (3) 正当な理由なく、監督又は検査の執行を妨げたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 委託業務完成保証人は、前項の請求があったときは、第3条第1項の規定にかかわらず、この 契約に基づく受注者の権利及び義務を継承する。

(発注者の任意解除権)

第13条 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、次条、第15条又は第15条の2の規定に

よるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であると きは、この限りでない。
  - (1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
  - (2) 履行期間内に成果品が提出されないとき又は履行期間経過後相当の期間内に成果品が提出される見込みがないと認められるとき。
  - (3) 正当な理由なく、監督又は検査の執行を妨げたとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除する ことができる。
  - (1) 第3条第1項の規定に違反したとき。
  - (2) 履行期間内に委託業務を完了できないことが明らかであるとき。
  - (3) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶 する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達する ことができないとき。
  - (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ 契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期 を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
  - (8) 第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - (9) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号に おいて同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
    - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員 又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同 じ。)が暴力団員であると認められるとき。
    - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接

的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められると き。

- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる とき。
- カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアから才までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方と していた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除 を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 第15条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除 することができる。
- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年 法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第16条 第14条各号、第15条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由 によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。 (受注者の解除権)
- 第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 第6条の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき又は委託業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6か月を超えるときは、6か月)を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
  - (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) 第14条、第15条又は第15条の2の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の 債務について履行不能となった場合

- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律 第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律 第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保 証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(賠償の予約等)

- 第20条 受注者は、この契約に関し、第15条の2各号のいずれかに該当するときは、発注者が 契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、委託金額の10分の1に相当する額を発注者の 指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完成した後も同様とする。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、 発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(解除に伴う措置)

- 第21条 第13条から第15の2まで又は第17条の規定により契約が解除された場合において、 発注者は、必要があるときは既済部分の引渡しを受注者に請求することができるものとする。こ の場合において、発注者は、その既済部分に対する委託金額に相当する額を支払うものとする。
- 2 前項の規定による既済部分に対する委託金額に相当する額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約不適合)

- 第22条 納入された成果品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合(以下「契約不適合」という。)は、発注者は、受注者に対して当該成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 契約不適合のある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対し履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、受注者が履行の追完が不能であるとき又は履行追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。
- 3 契約不適合が発注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2項に規定する 請求をすることができない。
- 4 第1項又は第2項の請求は、債務不履行による損害賠償の請求又は契約解除権の行使を妨げる ものではない。

(担保責任)

- 第23条 受注者は、成果品の契約不適合について、第10条第4項の引渡し後1年間担保責任を 負うものとする。
- 2 成果品の契約不適合について、発注者がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注 者に通知しないときは、発注者はその契約不適合を理由として、履行の追完の請求、委託金額の 減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- 3 前項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

(秘密の保持等)

- 第24条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、成果品(設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

第25条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第26条 受注者は、業務中に事故が発生した場合は、速やかに発注者に事故の詳細、原因を報告しなければならない。

(契約外の事項)

- 第27条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、湖北地域消防組合財務規則(平成18年湖北地域消防組合規則第25号)及び湖北地域消防組合契約規則(平成18年湖北地域消防組合規則第27号)その他関係諸法令に定めるところによるほか、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 2 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

#### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務(以下「業務」という。)の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(取扱責任者等の報告)

- 第2条 受注者は、業務に着手する前に、当該業務に係る個人情報の取扱責任者及び取扱者 を、発注者に書面で報告し、その者に個人情報取扱特記事項を遵守させなければならない。 (取扱場所の報告)
- 第3条 受注者は、業務に着手する前に、当該業務に係る個人情報の取扱場所を、発注者に 書面で報告し、当該取扱場所で業務を行わなければならない。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(漏えいの防止等)

第5条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第7条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約 の目的以外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。 (複写又は複製の禁止)
- 第8条 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 受注者は、業務に係る個人情報を取り扱う事務は自らが行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が承諾した場合はこの限りでない。この場合にあっても、受注者は当該第三者の監督責任を負うものとする。

(資料の返還等)

- 第10条 受注者は、業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに返還し、又は廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。 (調査)
- 第11条 発注者は、業務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、受注者に対し、業務の処理状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、受注者はこれに応じなければならない。

(事故発生時の報告)

第12条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれ のあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければなら ない。

(契約の解除等)

第13条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、 契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。賠償額は、発注者と受注者とが協議 して定めるものとする。

(罰則の適用)

第14条 個人情報の保護に関する法律に規定する罰則は、この契約に係る個人情報の取扱 いにおいて適用する。

#### 物品供給契約書

1 物品番号 年度

2 物品名称

3 納入場所

4 履行期間 契約締結日の翌日から 年 月 日まで (納入期限)

 5
 契約金額
 円

 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
 円

6 その他

上記の物品供給について、発注者と供給者は、別添の約款によって物品供給契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所 長浜市平方町1135番地

氏 名 湖北地域消防組合

(代表者) 管理者 印

供給者 住 所

商号又は名称

氏 名 印

(総則)

- 第1条 発注者及び供給者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書(別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書等をいう。以下同じ。) に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書等を内容とする物品の供給契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 供給者は、契約書記載の履行期間又は納入期限(以下「納期」という。)内に、契約書記載の物品(以下「物品」という。)を納入し、発注者は、契約書記載の契約金額(以下「契約金額」という。)を支払うものとする。
- 3 第1項の仕様書に明記されていない仕様が生じたときは、発注者と供給者とが協議して定めるものとする。

(特許権等の使用)

第2条 供給者は契約の履行にあたって、特許権その他第三者の権利の対象となっているもの を使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 供給者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約内容の変更)

第4条 発注者は、必要がある場合には、仕様書を変更することができる。この場合において、 契約金額又は納期を変更する必要があるときは、発注者と供給者とが協議して書面によりこ れを定めるものとする。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第5条 納期内に、経済事情の激変又は予期することができない異常な理由の発生に基づき、 契約金額が著しく不適当であると認められるときは、発注者と供給者とが協議のうえ変更す ることができる。

(納期の延長)

- 第6条 供給者は、その責めに帰すことができない事由により、納期内に物品を納入できないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なく、その事由を付して納期の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と供給者とが協議して定める。 (損害のために必要を生じた経費の負担)
- 第7条 物品の納入に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、供給者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとする。

(履行遅延における損害金等)

- 第8条 供給者の責めに帰すべき事由により、納期内に物品を完納することができない場合に おいて、納期後に納品を完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、遅延損害金を付 して納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と供給者とが協議して 定めるものとする。
- 2 前項の遅延損害金は、延長日数に応じ、契約金額につき契約締結の日における政府契約の 支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が 決定する率を乗じて計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第10条の規定による契約金額の支払が遅れた場合には、供給者は、発注者に対して契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(検収及び引渡し)

- 第9条 供給者は物品を納入したときは、遅滞なく発注者に対して納品書を提出しなければな らない。
- 2 発注者は、前項の納品書を受理したときは、その日から10日以内に検収を行わなければ ならない。
- 3 前項の検収に合格しないときは、供給者は、発注者の指定する日までに当該物品の修補、 代替物の引渡し又は不足分の引渡しを行い、再度検収を受けなければならない。

4 供給者は、前2項の規定による検収に合格したときは、同時に、発注者に対し物品の引渡 しをしたものとみなす。

(契約金額の支払)

- 第10条 供給者は、前条第4項の規定により引渡しをしたときは、発注者に対して契約金額 の支払を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(発注者の任意解除権)

- 第11条 発注者は、物品の納入が完了しない間は、次条から第13条の2までの規定による ほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、供給者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第12条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその 履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、 その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽 微であるときは、この限りでない。
- (1) 納期内に物品を完納しないとき又は完納する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、検収の執行を妨げたとき。
- (3) 正当な理由なく、第9条第3項又は第20条第1項の規定による当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しを行わないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第13条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除 することができる。
  - (1) 納期内に物品を完納できないことが明らかであるとき。
  - (2) 契約の履行につき不正な行為があったとき。
  - (3) 前2号のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
  - (4) 供給者(供給者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この 号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
    - ア 役員等(供給者が個人である場合にはその者を、供給者が法人である場合にはその 役員又はその支店若しくは常時物品の供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以 下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」 という。)であると認められるとき。
    - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる とき。
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め られるとき。
    - カ この契約の履行に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結に 当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手 方と契約を締結したと認められるとき。
    - キ 供給者が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る下請契約、 資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合 を除く。)において、発注者が供給者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、 供給者がこれに従わなかったとき。

- 第13条の2 発注者は、この契約に関し、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、 直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1) 公正取引委員会が、供給者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2若しくは第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第65条第1項の規定による決定を行い、当該決定が確定したとき(独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟が提起されたときを除く。)。
  - (2) 公正取引委員会が、供給者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項 (同条第2項及び独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の 規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
  - (3) 供給者が、公正取引委員会が供給者に違反行為があったとして行った決定に対し、 独占禁止法第77条の規定により抗告訴訟を提起し、その訴えについて請求棄却若し くは訴え却下の判決が確定したとき、又は訴えを取り下げたとき。
  - (4) 供給者(供給者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。 (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第14条 第12条、第13条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。 (供給者の解除権)
- 第15条 供給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 第4条の規定により契約内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 供給者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(供給者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 前条各号に定める場合が供給者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、供給者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第17条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、供給者は、契約金額の10分の1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) 第12条、第13条又は第13条の2の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 供給者がその債務の履行を拒否し、又は供給者の責めに帰すべき事由によって供給者の債務について履行不能となった場合
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 供給者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律 第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 供給者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年 法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 供給者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年 法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契 約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。 (賠償の予約等)
- 第18条 供給者は、この契約に関し、第13条の2各号のいずれかに該当するときは、発注 者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を 発注者の指定する期間内に支払わなければならない。納入が完了した後も同様とする。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。 (解除に伴う措置)
- 第19条 第11条から第13の2まで又は第15条の規定により契約が解除された場合にお

いて、発注者は、必要があるときは既納入部分の引渡しを供給者に請求することができるものとする。この場合において、発注者は、その既納入部分に対する契約金額に相当する額を 支払うものとする。

2 前項の規定による既納入分に対する契約金額に相当する額は、発注者と供給者とが協議して定めるものとする。

(契約不適合)

- 第20条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合(以下「契約不適合」という。)は、発注者は、供給者に対して当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、供給者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 契約不適合のある場合、発注者は、相当の期間を定めて供給者に対し履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、供給者が履行の追完が不能であるとき又は履行追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。
- 3 契約不適合が発注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2項に規定 する請求をすることができない。
- 4 第1項又は第2項の請求は、債務不履行による損害賠償の請求又は契約解除権の行使を妨 げるものではない。

(担保責任)

- 第21条 供給者は、物品の契約不適合について、第9条第4項の引渡し後1年間担保責任を 負うものとする。
- 2 契約不適合について、発注者がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を供給者に 通知しないときは、発注者はその契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の 減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- 3 前項の規定は、契約不適合が供給者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する供給者の責任については、民法の定めるところによる。 (秘密の保持)
- 第22条 供給者は、物品の納入業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 供給者は、物品を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者 の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。 (契約外の事項)
- 第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、湖北地域消防組合財務規則(平成18年湖北地域消防組合規則第25号)及び湖北地域消防組合契約規則(平成18年湖北地域消防組合規則第27号)その他関係諸法令に定めるところによるほか、必要に応じ発注者と供給者とが協議して定めるものとする。
- 2 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所 に行うものとする。

様式第8号中「、第46条」を削る。

様式第9号を次のように改める。

請 負 工 事 等 検 査 調 書								
検査の対象		請 負 人						
請負代金額(A)	円	- 施 工 要 領						
工期(履行期間)	年 月 日着手 年 月 日完了							
進行程度	年 月	年 日完了	月 日 % (B) 部分済					
請負代金相当額 (A×B)=C	円	今回の前払金償還額 (G-H)=I	円					
前回の部別対象となった 請負代金相当額D	円	支 払 可 能 額 (E-I) = J	円					
請負代金相当額の9割 (C-D) × 0.9=E	円	今回請求額K	円					
前払金額F	円	前回までの部分払金 支払済額	円					
前 払 金 償 還 額 (F × B) = G	円	差 引 残 額 (A-F-K-L)	円					
前回までの前払金償 還済額 H	円							
検 査 所 見								
特 記 事 項								
年	月 日検査							
		<u>検査員</u> (立会)	印					
	主管課長	又はその代理者	印					
		総括監督員	印					
		主任監督員						
		監督員	即					

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。